

生駒市条例第20号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

第23条第2号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同条第3号中「350,000円」を「450,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。